

競争入札参加資格審査申請に関する質疑応答集

《共通事項》

No.	質 問	回 答
1	登記簿上の本社（本店）と実営業上の本社（本店）が異なる場合、申請書に記載する所在地はどちらですか。	実際に営業を行っている所在地となります。登記簿上の所在地はカッコ書きで併記してください。 （建設業法では、主たる営業所で建設業許可を取得） なお、任意様式にて営業上の所在地が、登記簿上の所在地と異なる旨を記載した理由書をご提出ください。
2	使用印鑑届として届ける印鑑は個人印でもよろしいですか。	原則として、会社を特定できない個人印は認められません。支社等で登録する場合は、支社長等の印を届け出てください。
3	田川市税につき滞納のない証明とは田川市に支社等がない場合でも発行されますか。	田川市で課税対象となっているかについては、本市税務課へお問い合わせください。課税対象がない場合は、提出する必要はありません。
4	市税納付状況調査同意書は、市税を納付していなくても（課税対象がない）提出しますか。	課税対象の有無にかかわらず全ての申請者に提出を求めています。
5	今回、登録すべき時期であるか知りたいのですが。	<u>田川市内</u> の建設工事業者及び附帯業務業者のみ毎年の登録申請が必要です。それ以外での登録申請は2年に1度の登録です。（中間年に追加登録可能） また、各種名簿を本市ホームページに掲載していますのでご確認ください。 http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiji003173/index.html
6	次回受付予定はいつですか。	登録する名簿により異なりますが、申請の際にお渡しする受付票に次回受付予定期間を記載しています。また、常時ホームページで確認することができます。 http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiji0036050/index.html

7	申請書を郵送した場合、受け付けられているか確認できますか。	<p>持参いただいた場合は、受付票を渡しています。郵送の場合は、返送先の住所を記載したハガキ又は返信用封筒（切手貼付）を同封していただければ受付印を押印することができます。なお、建設工事（市内・準市内）及び附帯業務（市内・準市内）で申請される方は、必ず持参ください（郵送不可）。</p> <p>また、各種名簿は有効期間の始期以降、本市ホームページに掲載していますのでご確認ください。</p> <p>http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiji003173/index.html</p>
8	申請時点において、田川市で指名停止期間中ですが、登録申請することができますか。	申請することはできません。ただし、田川市の指名停止期間中に指名することはできません。
9	代表者や受任者の変更が予定されている場合、変更後に届出すればよろしいですか。	申請時点の代表者等を届け出てください。変更後、速やかに変更届を提出してください。
10	ホームページ上で、申請書はどこに掲載していますか。	田川市ホームページ「まちづくり・市政／入札・契約／入札関連情報／登録業者／田川市競争入札参加資格審査申請案内」から各種様式のダウンロードができます。
11	チェックリストは手書きしてもよろしいですか。	手書きでかまいません。必ず申請書類の一番上に添付して提出してください。
12	納税証明書は県税や市税分についても添付が必要ですか。	<p><u>国税</u>について未納のないことを確認するために出していただくものですので、以下の納税証明書のみ添付してください。</p> <p>法人業者：<u>様式その3の3</u>（法人税と消費税及地方消費税）</p> <p>個人業者：<u>様式その3の2</u> （申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税）</p>

13	<p>有資格者名簿に登載 （業者登録）されている業種（物品・役務等は種目）を途中で追加や変更はできますか。</p>	<p>一度登録した業種（物品・役務等は種目）は、有効期間中は追加や変更はできません。入札参加資格審査の申請時までに、十分検討のうえ提出してください。</p>
14	<p>有資格者名簿に登載 （業者登録）された後に、登録内容に変更が生じた場合、手続きする必要がありますか。</p>	<p>変更する事項により提出する書類は違います。詳しくは、「入札参加資格申請（変更関係）」をご覧ください。 http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiji003296/index.html</p>

《物品・役務》

No.	質 問	回 答
1	希望業種は5種目全て登録する必要がありますか。	希望できる業種が最大で5種ということです。登録を希望する順に第1希望から記載してください。希望順位の高い業者から優先的に選定します。 なお、名簿登録中の業種変更は原則、認められません。
2	希望する業種が登録分類表の業種にあてはまりません。	あてはまらない場合は、各分類の「その他（登録コードの下2ケタが99）」を選択し、具体的内容を記載してください。どの分類にも当てはまらない場合は、「その他の物品」又は「その他の業務」を選択してください。
3	会社分割等により、登録している営業所等において、希望業種の業務を行わなくなった場合は希望業種の削除が可能ですか。	希望業種を削除することは可能です。 削除する業種の希望順位が空欄となります。 ただし、削除により他の希望業種の希望順位の繰上げはできません。
4	支店等で登録希望の場合、本店の口座を届け出ることはい可能ですか。	本店の口座を届け出の場合は、委任状の 委任事項の5（契約金額の受領に関する一切の権限） を選択しないでください。
5	営業経歴書の「委任先支店等の従業員数」には他支店等の従業員数も含まれますか。	委任先支店等の従業員数には、委任状で委任した支店等での雇用期間が1年以上の常勤従業員数を記載してください。他の支店等の従業員数は含めないでください。
6	営業経歴書の「年間平均売上高」は登録業種に係る売上高のみの記載でよろしいですか。	年間平均売上高は会社全体の売上高を記載してください。

《建設工事・附帯業務》

No.	質 問	回 答
1	申請時点で、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が届いていない場合は、どのようにすればよろしいですか。	審査基準日が、登録日（登録しようとする年度の4月1日）時点で有効な結果通知書があればよいです。申請時点において受審済みで結果待ちの場合は、結果が届き次第、すみやかに提出してください。申請時には、県等の受付印が押印された申請書の写しを添付してください。
2	有資格者名簿の登録有効期間に、経営事項審査結果通知書の有効期間が切れませんが、工事を受注することはできますか。	経営事項審査を適切に受審しなければ、本市が発注する工事は受注できません。 提出された財務諸表の決算日（工事の場合は経営事項審査の審査基準日）から1年7ヶ月が有効期間となります。新しい決算書（経営事項審査）ができ次第、更新の手続きが可能です。適切な受審をお願いします。
3	有資格者名簿の登録有効期間に、経営事項審査を受審し最新の結果通知書が届きましたが、市に提出する必要がありますか。	常時、経営事項審査結果が有効であるか確認しています。最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受領しましたら、写しの送付をお願いします。（ファミリ可） FAX 番号：0947-44-2166
4	最新の結果通知書の写しを市に提出しますが、総合点数に最新の経営事項審査の点数は反映しますか。	市内・準市内の建設業者にかかる総合点数は、毎年1月に入札参加の資格審査申請（指名願）に提出される経営事項審査の点数を基に算出しています。そのため、年度途中で、最新の経営事項審査の点数を総合点数に反映することはありません。
5	希望業種の選択・登録について教えてください。	建設工事（市内）は、最大で2業種を登録できます。第1分類から2つ選択することはできません。第2分類から2つ選択することはできます。準市内業者は、1業種のみ登録となります。 建設工事（市外）は、1業種の登録となります。

6	支店等の登録で、希望業種の資格を持つ技術者がいないと登録できませんか。	希望業種の資格を持つ技術者がいない場合は、登録しても入札参加の対象となりません。
7	希望登録した業種の技術者を追加することはできますか。	できます。ただし、登録している業種の資格を持った技術者に限ります。
8	地域貢献活動評価について教えてください。	<p>建設工事の市内業者（本市に主たる営業所がある方）及び準市内業者（主たる営業所は本市以外にあるが、支店、営業所等が市内にある方）を対象に、地域における社会貢献活動に対する評価を実施しています。</p> <p>活動期間は1月から12月までとし、この評価の点数は、競争入札参加資格審査時に入札参加を希望する工種の翌年度の「総合点数」に加点します。また、本市の指名停止措置を受けた業者に対しては、「総合点数」から減点します。</p>
9	地域貢献活動評価申請書の提出について教えてください。	<p>地域貢献活動評価申請書には、必要書類（<u>地域貢献活動評価項目一覧表</u>に記載する証明書類等）を添付し提出してください。※希望者のみ提出</p> <p>http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiji0036138/index.html</p>
10	地域貢献活動評価項目のうち「子育て応援」「飲酒運転撲滅」「がん検診推進」に申請済みですが、申請時に登録証の発行が間に合わない場合、申請書の写しでもよろしいですか。	申請の際、 <u>必ず登録証の写しが必要</u> です。申請期間中に発行が間に合わなければ、加対象となりません。

11	社会保険等の加入に関する証明書類が必要ですか。	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の欄のすべての欄が「有」又は「除外」となっていれば、書類の提出は必要ありません。いずれか一つでも「無」となっている場合で申請しようとするときは、加入済みであることを証明する書類を提出してください。提出書類は別途示す「 <u>社会保険等加入状況の確認方法</u> 」を参照ください。 http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiji0035107/index.html
----	-------------------------	---